

独立行政法人福祉医療機構業務方法書変更の概要

今回の業務方法書の変更は、年金担保貸付制度の見直しに伴い変更を行うものである。

(平成 26 年 12 月 1 日施行予定)

◆貸付金の限度額の引下げ

貸付金の限度額を次のとおり改める。

【第 47 条関係】

融資条件区分	【新】	【旧】
貸付金の限度額	1 人につき 200 万円を限度として、 年金の額に 0.8 を乗じて得た額の 範囲内の額	1 人につき 250 万円を限度として、 年金の額の範囲内の額